

主 文

本件再審査請求を棄却する。

事実及び理由

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

第2 事案の概要

- 1 請求人は、会社Aに所属し、B会社C支店が元請として施工するD所在のE新築工事において、下請作業員として就労していた。
- 2 請求人は、平成〇年〇月〇日、作業中に立てかけていた鉄骨が倒れて頭部に当たり負傷（以下「本件災害」という。）した。請求人は、同日、F病院を受診し、「頭部打撲、脳振盪」と診断され、同月〇日、G病院に転医し、同年〇月〇日まで療養した。請求人は、その後、同年〇月〇日H病院を受診し、「陳旧性頸椎捻挫」（以下「本件傷病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が休業補償給付を請求したところ、監督署長が本件災害に係る傷病は同年〇月〇日をもって治癒しており、本件傷病は本件災害との間に相当因果関係が認められないとして、これを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、本件処分を不服として同処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人
（略）
- 2 原処分庁

(略)

第4 争 点

請求人の本件傷病が、本件災害によるものと認められるか。

第5 審査資料

(略)

第6 理 由

1 当審査会の事実認定

(略)

2 当審査会の判断

- (1) 請求人は、本件災害により本件傷病が発症したことは明らかであり、療養のための休業が必要である旨主張しているので、以下検討する。
- (2) 請求人の本件災害による傷病の療養経過をみると、I医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は頭部打撲・脳振盪。皮下血腫を形成する程度。頭部CT異常なし。予後良好。」と述べており、F病院診療録によると、平成〇年〇月〇日の箇所には、「頭部CT:頭蓋内病変なし。頸部CT:明らかな骨折なく、神経の圧迫もない。」、同月〇日の箇所には、「本日より就業可能の診断書を作成」と記載されている。また、J医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「頭部CT検査では異常認めず。神経学的異常所見なし。投薬にて経過をみた。」と述べており、両医師の所見及び療養内容から請求人の本件災害による傷病は、遅くとも平成〇年〇月〇日には治癒していたものと、当審査会は判断する。
- (3) 次に、本件傷病についてみると、K医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「神経学的に明らかな所見認めず。頭部MRIにて明らかな急性期病変認めず。休業の必要特に認めず。」と述べ、L医師も平成〇年〇月〇日付け意見書において、要旨、「傷病名は陳旧性頸椎捻挫。他覚的異常所見なし。頸椎X線にて明らかな外傷性変化認めず。休業の要否不詳」と述べている。さらに、M医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「傷病名は陳旧性頸椎捻挫。本件は、当該外傷との因果関係については不明である。」と述べている。
- (4) 当審査会において、一件記録について精査したが、本件傷病と本件災害との間に因果関係があるとする医学的根拠は見いだすことはできないと思料する。したがって、決定書理由に説示のとおり、本件傷病は業務による傷病とは認め

られず、かつ療養のため休業が必要であるとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人は、平成〇年〇月〇日以降もG病院を受診していると主張し外来請求書兼領収書を提出しているが、本件傷病についての判断は上記のとおりであり、請求人の主張を採用することはできない。

3 結 論

以上のとおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のとおり裁決する。